

様式第1号（用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。）

消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為の実施届出書

平成26年1月28日

公正取引委員会 殿

名称又は氏名 社団法人日本外食品卸協会  
住 所 東京都千代田区内神田2-16-8  
第五氏家ビル  
代表者の氏名 会 長 尾 家 亮



消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第12条の規定により、平成25年公正取引委員会規則第4号第1条第2項に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

記



1 共同行為の主体7723事項

(フリガナ) (1) 名称又は氏名	シャダンホウジンニホンガイシヨクヒンオロシキョウカイ 社団法人日本外食品卸協会															
(2) 事務上の連絡先	住所 〒135-0047 東京都千代田区内神田2-16-8 第五氏家ビル 電話番号 03-5296-7723 部署・担当者名 (社)日本外食品卸協会 専務理事 椋田 高義															
(3) 参加事業者等の概要	業務用食材の卸売販売を行う事業者															
(4) 業種	<table border="0"><tr><td><input type="checkbox"/> 1 製造業</td><td>┌──┐</td><td rowspan="5">┌──┐ (業務用食材卸売業)</td></tr><tr><td><input checked="" type="checkbox"/> 2 卸売業</td><td>├──┤</td><td>(業)</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 3 小売業</td><td>├──┤</td><td>(業)</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 4 サービス業</td><td>├──┤</td><td>(業)</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 5 その他</td><td>└──┘</td><td>(業)</td></tr></table>	<input type="checkbox"/> 1 製造業	┌──┐	┌──┐ (業務用食材卸売業)	<input checked="" type="checkbox"/> 2 卸売業	├──┤	(業)	<input type="checkbox"/> 3 小売業	├──┤	(業)	<input type="checkbox"/> 4 サービス業	├──┤	(業)	<input type="checkbox"/> 5 その他	└──┘	(業)
<input type="checkbox"/> 1 製造業	┌──┐	┌──┐ (業務用食材卸売業)														
<input checked="" type="checkbox"/> 2 卸売業	├──┤		(業)													
<input type="checkbox"/> 3 小売業	├──┤		(業)													
<input type="checkbox"/> 4 サービス業	├──┤		(業)													
<input type="checkbox"/> 5 その他	└──┘		(業)													
(5) 設立に係る根拠法（事業者団体の場合）	民法第34条法人															
(6) 参加事業者又は事業者団体の数 参加事業者・構成事業者の3分の2以上が中小事業者であることの確認	① 参加しようとする事業者の数 名 うち3分の2以上が中小事業者である <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ② 参加しようとする事業者団体（当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体を含む。）の数 1 団体 全ての参加事業者団体（当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体を含む。）において、それぞれの構成事業者の3分の2以上が中小事業者である <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ															

2 共同行為の内容に関する事項

(1) 共同行為の対象とする商品又は役務	業務用食材の卸売販売品全般
(2) 共同行為の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 1 各事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格（消費税額分を転嫁する前の価格）に消費税額分を上乗せする旨の決定 （ ）  <input checked="" type="checkbox"/> 2 消費税率引上げ後に発売する新製品について各事業者がそれぞれ自主的に定める本体価格（消費税額分を転嫁する前の価格）に消費税額分を上乗せする旨の決定 （ ）  <input checked="" type="checkbox"/> 3 消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数の処理方法の決定〔切上げ、切捨て、 <u>四捨五入</u> 、その他 単位 0.1 円〕 （ ）  <input type="checkbox"/> 4 その他〔具体的に （ ）
(3) 共同行為の実施期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
(4) 共同行為の実効を確保するための手段	<input type="checkbox"/> 1 有 → 〔具体的に <input checked="" type="checkbox"/> 2 無

3 その他参考事項

4 添付書類

- (1) 一の事業者団体が共同行為をしようとする場合又は二以上のものがする共同行為に事業者団体が参加しようとする場合には、当該事業者団体（当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体を含む。）の名称、設立に係る根拠法、住所、代表者の氏名、構成事業者の数及び構成事業者のうち中小事業者が3分の2以上である旨を記載した書類
- (2) 共同行為に係る協定書等がある場合には、その写し

団体の名称：社団法人日本外食品卸協会

設立に係る根拠法：民法第34条

住 所：〒135-0047 東京都千代田区内神田2-16-8 第五氏家ビル

代表者の氏名： 会長 尾 家 亮

構成事業者の数：115名

その他：厚生事業者のうち、中小事業者3分の2以上である。

26外食協第 2号  
平成26年1月14日

社団法人日本外食品卸協会  
正 会 員 各 位 (社 長、会 長 様)

社団法人日本外食品卸協会  
会 長 尾 家 嘉



### 消費税増税に対する転嫁カルテルの締結について

日頃から当協会の運営に当たり、格別のご指導・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご承知の通り平成26年4月1日から消費税が現在の5%から8%に引き上げられることが本決まりとなっています。

これに協会としてどう対処するかについて、全会員への意向調査結果も踏まえ、平成25年度第3回及び第4回の両理事会で審議し、協会として、「転嫁カルテル」の締結を公正取引委員会に届け出ることで、機関決定したことをお知らせします。